

令和 7 年国勢調査用品保管・仕分け・配送業務委託に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 7 年国勢調査用品保管・仕分け・配送業務委託
- (2) 業務内容 令和 7 年国勢調査用品保管・仕分け・配送業務委託仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

2 入札等における主なスケジュール

- (1) 質問書提出期限 令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時まで
- (2) 質問への回答 令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時まで
- (3) 入札参加申込書類提出期限 令和 7 年 4 月 28 日（月）正午まで
- (4) 入札参加資格確認結果通知予定 令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで
- (5) 入札・開札日 令和 7 年 5 月 2 日（金）午前 10 時
- (6) 契 約 落札者決定後

3 入札参加資格

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次に掲げる事項のすべてを満たすこと。

- (1) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 20 条または第 45 条第 1 項の国土交通大臣の許可（以下「第二種貨物利用運送事業許可」という。）を受けている者であって、資本金が 500 万円以上の者であること。
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日現在において、引き続き 3 年以上営業を営んでいること。
- (3) 本市又は本市近郊に荷物の集配に係る営業所のいずれかを有しており、当該業務の遂行に支障がないと判断されること。
- (4) 荷物を沖縄県内全域に運送することが可能であること。

- (5) 施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (6) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 経営状態が健全であると認められること。
- (9) 公告日から入札執行日までの間に、本市から指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (11) 過去 5 か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と本業務と内容をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。
- (12) 那覇市内に本店、支店又は営業所を有している者。

4 仕様書等の公開場所

仕様書、様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

5 入札参加資格の確認申請書の提出

「3 入札参加資格」に掲げる入札参加資格の有無についての確認を行うため、本件入札への参加希望者は、下記により「競争入札参加資格確認申請書」及び競争入札参加資格確認に必要な書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 契約履行実績表（様式 3） ※契約書等の写しを添付すること
- エ 第二種貨物利用運送事業許可を受けたことを証明する書類の写し
- オ 印鑑証明書（原本）
- カ 市税納税証明書（完納証明・原本）

(2) 提出期限 令和 7 年 4 月 28 日（月）正午まで

(3) 提出場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市企画財務部企画調整課 統計グループ（市役所本庁舎 6 階）

※「申請書等」は、提出場所へ持参すること。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に「競争入札参加資格認定通知書」を令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時までに FAX または、E メールにて通知します。
- (2) 「申請書等」を提出期限までに提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入

札資格を欠く事項等が判明した場合は、その確認結果を取り消します。

7 本件入札に関する質問及び回答

- (1) 質問期限 令和7年4月23日(水)午後5時まで
- (2) 質問方法 「質問書」(様式4)に質問内容を記入の上、Eメールで送付すること。
- (3) 提出先 那覇市企画財務部企画調整課 統計グループ 担当 具志川・川原
Eメールアドレス:M-GYOUSEI001@city.naha.lg.jp
- (4) 回答 令和7年4月25日(金)午後5時までに那覇市ホームページに掲載する。

8 入札、開札及び落札者の決定

(1) 入札の日時・場所

ア 日時 令和7年5月2日(金)午前10時

イ 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎6階 601会議室

※本庁舎駐車場は有料です。

(2) 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第4号の規定に基づき免除する。

(3) 入札方法

入札書(市指定様式)による紙入札

(4) 必要書類

ア 入札書 ※市指定様式

イ 委任状(代理人が入札する場合) ※市指定様式

(5) 入札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。
また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
- ② 入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。
この金額に消費税及び地方消費税を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。
- ③ 入札については、入札心得(別添)のとおり行うものとする。

(6) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(7) 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者に限る。)

で再度入札を行います。

入札執行回数は、3 回までとする。

(8) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(9) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(10) 落札者の決定

① 落札者は、本市の予定価格以内で、かつ、最低金額をもって入札した者としてします。

② 落札者の決定は、入札心得（別添）のとおり行うものとする。

9 落札決定の取消

落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

10 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除する。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札又は〒マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

12 その他

(1) 当該入札に係る一切の経費は、入札参加申請者の負担とする。

(2) 那覇市に提出された書類は、返却しない。

(3) 入札参加者は法令を遵守すること。

13 お問い合わせ先

那覇市企画財務部 企画調整課 統計グループ 担当 具志川・川原

電話 098-951-3223

Eメール : M-GYOUSEI001@city.naha.lg.jp